

【タイ】著作権法改正案の公表及びパブリックコンサルテーションの実施について

2019年9月30日
ジェトロ・バンコク事務所

タイ知的財産局は、WIPO 著作権条約への加盟を目的とした著作権法の改正案を公表し、2019年9月10日から9月30日までの間パブリックコメントを募集していた。同改正案における主な改正点は以下のとおりである。

- (1) オンラインでの著作権侵害へのノーティスアンドテイクダウンに関するサービスプロバイダーの責任限定
 - 「サービスプロバイダー」及び「ユーザー」の定義の新設
 - ノーティスアンドテイクダウンに関する責任規定を、サービスプロバイダーのサービスタイプ（データ処理、キャッシング、保管、サーチエンジン等）やノーティスアンドテイクダウンに関する社内ポリシー及び継続的な著作権侵害に対する対策等に応じて限定するように変更
- (2) 著作権委員の任期の延長
著作権委員の任期に関する規定を、2年の任期満了後、後任の委員がその任務を開始するまでの間延期できるように変更
- (3) 写真の著作物に関する著作権の保護期間
写真の著作物に関する著作権の保護期間を、著作者の生存期間中及び死後50年間へ延長
- (4) TPMを回避するためのサービス等の利用者の責任
Technology Protection Measures（著作権対象物の複製・閲覧を制限する技術）（"TPM"）を回避するためのサービス、商品又は装置のユーザーは、著作権侵害に該当する旨の規定を新設

パブリックコメントは以下の URL から提出することができた。

http://www.ipthailand.go.th/th/?option=com_rsform&formId=50

URL等

著作権法改正案

<https://www.ipthailand.go.th/images/Copyright2019/ACT/act2.pdf>

パブリックコメントの手続きに関する通知

<https://www.ipthailand.go.th/images/Copyright2019/ACT/act1.tiff>

パブリックコメントの募集期間の延長に関する通知

<https://www.ipthailand.go.th/images/Copyright2019/ACT/Extend.pdf>

本内容は、日本貿易振興機構が2019年9月現在 TMI Associates (Singapore) LLP より入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の

判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。